

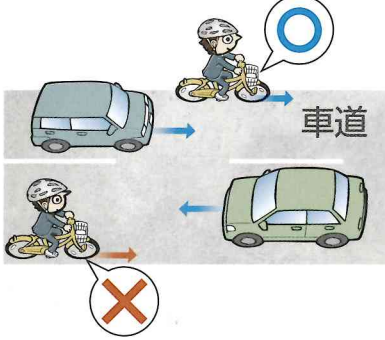
# 自転車は車のなかまです。 ルールを守って安全に運転しましょう。

自転車の基本的な  
交通ルール

## 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

### 1 車道が原則、 左側を通行



### 歩道は例外、 歩行者を優先



13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等が普通自転車を運転している場合や、歩道に、普通自転車が歩道を通行してもよいことを示す標識や標示がある場合などは、普通自転車は歩道を通行できます。ただし歩行者のじゃまになるときは、一時停止しなければなりません。

### 2 交差点では 信号と 一時停止を 守って、 安全確認



### 3 夜間は ライトを 点灯



### 4 飲酒運転は 禁止



### 5 ヘルメットを着用



### 対人傷害等保険に加入しましょう

自転車が加害者となる交通事故が少なくありません。被害を受けた方に対する損害賠償は加害者の責任です。万が一の事故に備えて、TSマーク制度や各保険会社の対人傷害等保険に加入しましょう。



横 須 賀 市

次のような  
**危険な行為で3年以上に摘発されると...**  
**「自転車運転者講習」の**  
**受講が命じられます!**



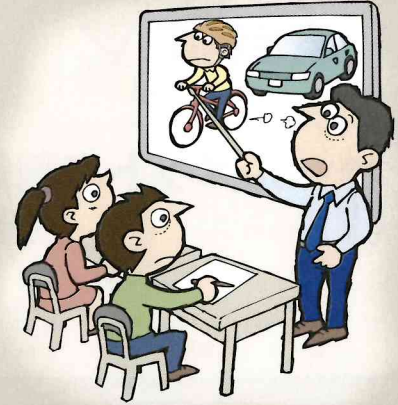
1回目 酒酔い運転  
 2回目 信号無視

<p><b>「自転車運転者講習」                  受講義務の対象となる</b>  <b>15の「自転車危険行為」</b></p>	<p><b>信号無視</b></p> 
<p><b>通行禁止道路(場所)                  の通行</b></p>  <p><small>※警察署長の許可を得た場合は除きます。</small></p>	<p>通行が認められ(許可され)ている  <b>歩行者用道路での                  歩行者妨害</b></p> 
<p><b>歩道通行や、                  車道の右側通行等</b></p>  <p><small>※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。</small></p>	<p><b>路側帯での                  歩行者の通行妨害</b></p> 
<p><b>遮断踏切                  への立ち入り</b></p> 	<p>信号のない交差点等での  <b>優先車両(左方車・                  優先道路車)の                  通行妨害等</b></p> 
<p>右折時における  <b>直進車や左折車への                  通行妨害</b></p> 	<p><b>環状交差点での                  安全進行                  義務違反等</b></p> 
<p>一時停止場所での  <b>不停止や                  交差車両等の                  通行妨害</b></p> 	<p><b>歩道での                  歩行者妨害等</b></p> 
<p><b>ブレーキが                  不備・不良な                  自転車の運転</b></p> 	<p><b>酒酔い運転</b></p> 
<p><b>安全運転義務違反</b></p>  <p><small>※傘さし運転やスマホ運転なども該当することがあります。</small></p>	<p><b>妨害運転</b></p>  <p><small>※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、ヘルを執拗に鳴らすなどの行為</small></p>

**自転車運転者講習の  
 受講が命じられると...**

**1** 3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。

**2** 講習は3時間で、受講者(違反者)の特性に応じた個別的指導を含むものです。



**3** 講習手数料は6,000円(標準額)です。

**4** 命令に従わず、講習を受けないと...  
**5万円以下の罰金刑に  
 処せられます。**